事例番号:380214

原 因 分 析 報 告 書 要 約 版

産 科 医 療 補 償 制 度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 6 日- 重症妊娠高血圧腎症のため当該分娩機関へ紹介となり入院、胎児心拍数陣痛図で基線細変動中等度から減少、変動一過性徐脈あり

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 30 週 1 日

11:48　胎児発育不全、および超音波断層法で臍帯動脈血流の途絶を認めたため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で血管壁の急性ｱﾃﾛｰｼｽあり

5) 新生児期の経過

⑴ 在胎週数:30 週 1 日

⑵ 出生時体重:1000g 台

⑶ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析:pH 7.24、BE -1.1mmol/L

⑷ ｱﾌﾟｶﾞｰｽｺｱ:生後 1 分 6 点、生後 5 分 7 点

⑸ 新生児蘇生:人工呼吸(ﾁｭｰﾌﾞ・ﾊﾞｯｸﾞ)、気管挿管

⑹ 診断等:

出生当日 早産児、低出生体重児、呼吸障害

生後 14 日 晩期循環不全

⑺ 頭部画像所見:

生後 69 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈紹介元分娩機関〉

⑴ 施設区分:病院

⑵ 関わった医療ｽﾀｯﾌの数

医師:産科医 1 名

〈当該分娩機関〉

⑴ 施設区分:病院

⑵ 関わった医療ｽﾀｯﾌの数

医師:産科医 3 名､小児科医 3 名､麻酔科医 1 名

看護ｽﾀｯﾌ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

⑴ 脳性麻痺発症の原因は､児の脳の虚血(血流量の減少)が生じたことにより脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。

⑵ 児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は､臍帯圧迫による臍帯血流障害と出生後の晩期循環不全のいずれか､または両方である可能性を否定できない。

⑶ 胎盤機能不全が PVL 発症に関与した可能性がある。

⑷ 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

⑴ A 医療機関における妊娠中の管理は一般的である。

⑵ 妊娠 28 週 3 日､紹介元分娩機関における妊娠高血圧症候群疑い･胎児発育不全のため受診時の一連の対応(胎盤機能不全のため胎児死亡や妊産婦急変のﾘｽｸについて説明し入院管理を強く勧めたものの､妊産婦が入院困難であったことから､自宅安静､血圧測定 4 検/日､胎動減少や血圧上昇時には連絡をするよう伝え､妊娠 28 週 6 日に再度診察とし､その際に家庭血圧･蛋白

尿の程度を確認し入院を検討すると説明したこと)はやむを得ない。

⑶ 妊娠 28 週 6 日に重症妊娠高血圧腎症のため当該分娩機関へ紹介したことは一般的である。

2) 分娩経過

⑴ 妊娠 28 週 6 日、当該分娩機関において重症妊娠高血圧腎症の診断で入院としたこと、および入院後の管理(超音波断層法実施、分娩監視装置装着、硫酸ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ水和物・ﾌﾞﾄﾞｳ糖注射液投与、ﾍﾞﾀﾒﾀｿﾞﾝﾘﾝ酸ｴｽﾃﾙﾅﾄﾘｳﾑ注射液投与、血液検査、尿蛋白検査、降圧剤投与)は、いずれも一般的である。

⑵ 妊娠 30 週 1 日、胎児発育不全および超音波断層法で臍帯動脈血流の途絶を認めたため帝王切開を実施したことは一般的である。

⑶ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析を実施したことは一般的である。

⑷ 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、ﾁｭｰﾌﾞ・ﾊﾞｯｸﾞによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

⑴ 紹介元分娩機関

なし。

⑵ 当該分娩機関

なし。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

⑴ 紹介元分娩機関

なし。

⑵ 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

⑴ 学会・職能団体に対して

早産児のPVL発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

⑵ 国・地方自治体に対して

なし。